六麓荘町町内会会則

（総　　則）

第一条　　本会は六麓荘町町内会と称する（以下本会と略称）。

第二条　　本会は芦屋市六麓荘町の住民、不在地主、町内の施設を所有するものをもって組織する。会員は所定の入会賛助金及び会費ならびに積立金を納入するものとする。

第三条　　本会の主たる事務所は六麓荘町町内会会館「六麓荘倶楽部」（芦屋市六麓荘町１６番１４号）に置く。

（目的及び事業、区域、構成員）

第四条　　本会は本町の環境、風致の保持と本町の健全な発展並びに会員相互の連絡及び親睦をはかることをもって目的とする。

第五条の１　　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１　会員の福利厚生に必要な施設の整備と運営。

２　町内の治安、環境、風致の保全増進のため諸施設の整備と運営。

３　会員の親睦をはかるための諸事業。

４　六麓荘土地有限会社の実質的運営。

５　その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第五条の２　　本会の区域は芦屋市六麓荘町全域（六麓荘町１番～２６番７号）とする。

第五条の３　　区域に住所を有する個人は、本会の構成員になり得るものとし、本会は正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

第五条の４　　本会への加入は、町内会入会申込書と別途定める誓約書の差入れをもって行うものとし、本会からの脱退は、本会の区域からの転居、死亡、脱退の申出によるものとする。

（役　　員）

第六条　　本会に次の役員を置き、総会において選任する。

１	会　　長	１名（理事が兼任）
２	副 会 長	３名（理事が兼任）
３	会　　計	１名（理事が兼任）
４	理　　事	１１名以上１５名以下
５	監　　事	２名
６	班　　長	各班１名
７	顧　　問	若干名

（総会、理事会、会長、監事）

第七条　　本会は総会をもって最高の意思決定機関とする。
総会は委任状を含めて会員の過半数の出席をもって成立する。
日常の業務は理事会が担当する。

第八条　　定期総会は毎年５月理事会の決定に基づき会長が招集する。
定期総会においては前年度の事業報告、会計報告を承認し、当年度の予算編成、事業計画、理事、監事の選任ならびに町内会全般にわたる重要事項を審議し決定する。
その他理事会が必要と認めた場合、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

第八条の２　　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合における出席とは、第七条に規定する書面表決等を行った会員を含む。

第八条の３　　会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

２　次に掲げる事項を除く議事については、前項の規定にかかわらず、会員の表決

権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。
（１）規約の変更にかかる議事
（２）資産の処分及び解散に関する議事

第八条の４　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第七条（総会の定足数）及び第八条の２（総会の決議）の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第九条　理事会は必要に応じ会長が招集する。三分の一以上の理事の要求がある場合、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。
理事会は理事過半数の出席をもって成立する。

第十条　六麓荘土地有限会社の役員は本会理事の内より選任する。

第十一条　会長は理事会の同意に基づいて本会を代表し、会務を統括する。
会長に事故のある場合は副会長がその職務を代行する。

第十二条　監事は本会の会計、事業を監査し必要に応じて理事会に出席することが出来る。

（役員の選任および任期）

第十三条　理事、監事は総会において選出する。
会長、副会長、会計は理事の互選により決定する。

第十四条　理事、監事の任期は３年とする。理事は毎年約３分の１を改選する。

第十五条　顧問は理事会の提案により総会において決定する。

（班の編成および班長の選任）

第十六条　町内各地域ごとに適切な規模をもって班を編成する。
班の編成は理事会において決定する。

第十七条　各班に班長１名を置く。班長の任期は１年とし、その選任は各班内の互選もしくは輪番とする。班長の職務は理事会において定める。

（会計、資産）

第十八条の１　本会の運営経費は会員の納入する会費ならびに積立金および新規入会の入会賛助金、その他をもって支弁する。会費、入会賛助金の額および納入の方法は理事会において決定する。

第十八条の２　一般的な資産の取得、管理及び処分は理事会の決議による。なお、重要な資産の取得、処分については総会の第八条の２、３の表決による承認を必要とする。

第十九条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終了する。

第二十条　本会則の改正は理事会で審議し総会において決定する。
本会則は１９８４年４月１日をもって施行する。

（解散）

第二十一条　本会の解散は、理事会で審議し、総会において第八条の２、３の表決により４分の３以上の賛成をもって決するものとする。

（付　　則）

１．町内の環境、風致の保存に鑑み、建築もしくは開発を行おうとする者は設計の当初において予め本会の承認を得なければならない。

２．道路保全の見地から、水道、電話、電気、ガス、その他、道路上の工事および道路の使用を必要とする者は予め本会が道路の管理を許与している芦屋市の承認を得なければならない。
工事を伴なう道路の損傷は当事者の負担において補修しなければならない。

（備　　考）

第十四条及び付則２については２００７年６月１６日総会において一部改定

第二条、第六条２及び第十八条については２０１８年６月３０日総会において一部改定

第三条、第四条、第六条の一部改定、第五条の２、３及び４、第十八条の２、第二十一条については、２０２２年６月２５日総会において、本会の認可地縁団体（町会の法人化）についての承認を得たことから改定、新設した。

第八条の２及び同条の３、同条の４の新設、第十八条の２及び第二十一条の一部改定については、２０２３年６月２４日総会において、新設・改定